九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

検索エンシ゛ンをめく゛る表現の自由と人格権 : 平成29年最高裁決定及び同決定以降の検索結果削除に関する裁判例の検討

成原, 慧
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

https://hdl.handle.net/2324/4103695

出版情報：Journal of law and information system. 7, pp.47-61, 2020-05-01. Association of Law and Information Systems
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

検索エンジンをめぐる表現の自由と人格権

――平成 29 年最高裁決定及び同決定以降の検索結果削除に関する裁判例の検討――

九州大学大学院法学研究院准教授
成　原　　慧
NARIHARA Satoshi

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　平成 29 年最高裁決定
Ⅲ　平成 29 年最高裁決定の検討
Ⅳ　平成 29 年最高裁決定以降の裁判例の動向
Ⅴ　裁判例の検討と今後の課題
Ⅵ　むすびにかえて

Ⅰ　はじめに

検索エンジンは，我々がインターネット上で情報を収集したり，自らの発信した情報を多くの人々に届けるのを容易にし，ひいては表現の自由や知る権利を実質的に支えるという大きな役割を果たしている。他方で，検索エンジンは，プライバシーや名誉など個人の人格権ないし人格的利益を脅かすリスクも抱えている。2014 年に欧州司法裁判所が，従前の EU データ保護指令に基づいて「忘れられる権利」を実質的に承認し，グーグルに対し，新聞社のサイトに掲載された 16 年前の個人の不動産の競売公告にリンクする検索結果の削除を命じたことは[1]，世界的に大きな反響を及ぼした[2]。我が国では，こうした国際的な動向を意識しつつも，平成 29 年最高裁決定以降，基本的には従来の表現の自由とプライバシー等の調整に関する判例法理を検索エンジンの特性を踏まえ修正した枠組みにより人格権に基づく検索結果の削除について判断が行われるようになっている。

そこで，本論文では，人格権に基づく検索結果削除の判断基準を示した平成 29 年最高裁決定（以下「平成 29 年最決」という。）及び同決定以降の関連する裁判例について，インターネット上の類似するサービスに関する裁判例と比較しつつ検討することにより，検索結果削除に関する論点を整理し，今後の課題を明らかにしたい。

Ⅱ　平成 29 年最高裁決定

最初に，我が国の司法が人格権に基づく検索結果の削除について判断する上での枠組みを示した平成 29 年最決を概観しておきたい。

1　事案の概要と経緯

本件は，児童買春をしたとの被疑事実に基づき児童買春・児童ポルノ処罰法違反の容疑で平成 23 年 11 月に逮捕され，同年 12 月に罰金刑に処せられた抗告人が，自らの居住する県名及び自身の氏名を条件として検索すると，本件で逮捕された事実等が書き込まれたウェブサイトの URL 並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋（本件検索結果）が表示されるため，グーグルに対し，人格権ないし人格的利益に基づき本件検索結果の削除を求める仮処分命令の申立てをした事案である。

さいたま地裁は，平成 27 年 6 月に，本件検索結果の表示により抗告人は更生を妨げられない利益が受忍限度を超えて侵害されており，人格権等に基づき検索結果の削除を求めることができるとして，本件申立てを認容する仮処分決定を発令した[3]。これに対しグーグルが申し立てた保全異議

1）Case C131/12, Google Spain SL, Google Inc. v. AEPD, Mario Costeja González (May 13, 2014).

2）2016 年に採択された EU の一般データ保護規則では第 17 条で消去権（「忘れられる権利」）（Right to erasure（‘right to be forgotten’））が明文で承認された。各国における忘れられる権利の発展と受容について比較法的に検討したものとして，Franz Werro (ed.), The Right to be Forgotten (Springer, 2020).

に対しても，同地裁は，「一度は逮捕歴を報道され社会に知られてしまった犯罪者といえども，人格権として私生活を尊重されるべき権利を有し，更生を妨げられない利益を有するのであるから，犯罪の性質等にもよるが，ある程度の期間が経過した後は過去の犯罪を社会から『忘れられる権利』を有するというべきである」として，同年12月に本件仮処分決定を認可する決定をした[4]。抗告審の東京高裁は，平成28年7月の決定で，「『忘れられる権利』は，そもそも我が国において法律上の明文の根拠がなく，その要件及び効果が明らかではない」としつつ，「その実体は，人格権の一内容としての名誉権ないしプライバシー権に基づく差止請求権と異ならない」とした上で，本件犯行事実は，いまだ公共の利害に関する事項であるなどとして，名誉権ないしプライバシー権に基づく本件検索結果の削除請求権の疎明があるとはいえないとして，原々決定及び本件仮処分決定を取り消した[5]。

2　最高裁決定[6]

「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は，法的保護の対象となるというべきである（……）。他方，検索事業者は，インターネット上のウェブサイトに掲載されている情報を網羅的に収集してその複製を保存し，同複製を基にした索引を作成するなどして情報を整理し，利用者から示された一定の条件に対応する情報を同索引に基づいて検索結果として提供するものであるが，この情報の収集，整理及び提供はプログラムにより自動的に行われるものの，同プログラムは検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるように作成されたものであるから，検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する。また，検索事業者による検索結果の提供は，公衆が，インターネット上に情報を発信したり，インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり，現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている。そして，検索事業者による特定の検索結果の提供行為が違法とされ，その削除を余儀なくされるということは，上記方針に沿った一貫性を有する表現行為の制約であることはもとより，検索結果の提供を通じて果たされている上記役割に対する制約でもあるといえる。」

「以上のような検索事業者による検索結果の提供行為の性質等を踏まえると，検索事業者が，ある者に関する条件による検索の求めに応じ，その者のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは，当該事実の性質及び内容，当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度，その者の社会的地位や影響力，上記記事等の目的や意義，上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化，上記記事等において当該事実を記載する必要性など，当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので，その結果，当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には，検索事業者に対し，当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解するのが相当である。」

これを本件についてみると，本件事実は，他人にみだりに知られたくない抗告人のプライバシーに属する事実であるが，児童買春が社会的に強い非難の対象とされ，罰則をもって禁止されていることに照らし，今なお公共の利害に関する事項であり，また，本件検索結果は抗告人の居住する県名及び抗告人の氏名を条件とした場合の検索結果の一部であることなどから，本件事実が伝達される範囲はある程度限られたものであるといった諸事情に照らすと，抗告人が妻子と共に生活し，罰金刑に処せられた後は一定期間犯罪を犯すことな

3）　さいたま地決平成27年6月25日判例時報2282号83頁。
4）　さいたま地決平成27年12月22日判例時報2282号78頁。
5）　東京高決平成28年7月12日判例タイムズ1429号112頁。
6）　最(三)決平成29年1月31日民集71巻1号63頁。

く民間企業で稼働していることがうかがわれることなどの事情を考慮しても，「本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない」。

Ⅲ　平成 29 年最高裁決定の検討

次に，本決定の意義と課題について検討していきたい。

1　プライバシーに基づく差止め

本決定は，「逆転」事件[7]，長良川事件[8]，「石に泳ぐ魚」事件[9] などプライバシーに関連する 5 件の最高裁判例を引用して，「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は，法的保護の対象となる」と判示している。本決定は，検索結果の提供の差止めを認めるものであり，「個人のプライバシーに属する事実」の公表が，名誉毀損とは独立に差止めの対象となり得ることを明示的に認めた初めての判例として重要な意義を有している[10]。なお，本決定は，児童買春をしたとの被疑事実に基づき逮捕されたという事実の公表についての事案であるが，「個人のプライバシーに属する事実」一般について判断を示しているため，前科など犯罪報道以外の検索結果にも射程が及ぶと解される[11]。

なお，原々決定は，我が国の裁判所がはじめて「忘れられる権利」に言及したものとして注目を集めたが，原決定は抗告人の「忘れられる権利」に基づく主張を退けており，本決定は「忘れられる権利」について言及していない。これは，本決定が，プライバシー権等に基づく検索結果の削除を認めなかった原決定を支持して抗告を棄却する結論であったため，最高裁としては「忘れられる権利」に言及する必要がなく，従来の枠組みで判断すれば足りたからであるといえる[12]。もっとも，「忘れられる権利」について最高裁が沈黙を保ったのは，現時点での判断を留保し，将来の判断に委ねたとの見方もある[13]。しかし，本決定が事実の公知性の有無を問わずプライバシーの保護を認めていることからすれば[14]，我が国の判例が承認してきた人格権ないし人格的利益の一内容としてのプライバシーとは別個に「忘れられる権利」を認める必要性は乏しくなるように思われる。また，仮に「忘れられる権利」の独自の意義が「本人が望まない事実を非公表にする利益」，あるいは自らの意思に反する情報を削除する利益にあるのだとすれば[15]，そのような広範な情報のコントロールの権利を個人に認めることは，他者の表現の自由や知る権利に多大な制約を及ぼすことになるため，その承認については慎重な検討が求められるだろう。

2　検索事業者による検索結果の提供行為の性質

本件で，グーグル側は，検索結果は自動的かつ機械的に生成されるものであり，検索事業者は原則として編集をしていないから，情報伝達の媒介者にすぎず，責任を負うものではないと主張していた。最高裁は，このような検索事業者側の主張を退け，検索結果に関する「情報の収集，整理及び提供はプログラムにより自動的に行われるものの，同プログラムは検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるように作成されたものであるから，検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する」と述べている。一方，「検索事業者による検索結果の提供は，公衆が，インターネット上に情報を発信したり，インターネット上の膨大な量

7）最(三)判平成 6 年 2 月 8 日民集 48 巻 2 号 149 頁。
8）最(二)判平成 15 年 3 月 14 日民集 57 巻 3 号 229 頁。
9）最(三)判平成 14 年 9 月 24 日集民 207 号 243 頁。
10）木下昌彦「検索エンジンサービスとプライバシーの法的保護」ジュリスト 1505 号（平成 28 年度重要判例解説）（2017 年）15 頁参照。
11）宮下紘「忘れられる権利」判例時報 2318 号（2017 年）3 頁参照。
12）中島美香「検索結果の削除と忘れられる権利」東海法学 56 号（2019 年）123 頁。
13）宮下・前掲注 11）4-5 頁参照。
14）木下・前掲注 10）15 頁，石井夏生利「グーグル検索結果削除請求事件最高裁決定」判例評論 708 号（判例時報 2353 号，2018 年）5 頁参照。
15）「忘れられる権利」の新規性を「本人が望まない事実を非公表にする利益」にあるとする見方として，中島・前掲注 12）123 頁参照。関連して，栗田昌裕「プライバシーと『忘れられる権利』」龍谷法学 49 巻 4 号（2017 年）332 頁以下，村田健介「プライヴァシー侵害による差止請求権と『忘れられる権利』」岡山大学法学会雑誌 67 巻 2 号（2017 年）63-70 頁も参照。

の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり，現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている」とも述べている。

本決定によれば，検索エンジンの「プログラムは……検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるように作成されたもの」である。また，原決定によれば，検索エンジンのプログラムは「抗告人が決めたアルゴリズムを備えた」ものであり，「抗告人は，その提供する検索サービスの魅力（……）を高めるため，……プログラムを作成し作動させている」。本決定の調査官解説でも，「ロボット型検索エンジンの情報処理手順は，……検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるように設計作成されたもの」であるとの評価が示されている[16]。これらに鑑みると，最高裁は，検索事業者が，自らの方針に沿ってアーキテクチャを設計・作成していることを捉えて，検索結果の提供の表現行為性を認めているということができよう[17]。また，検索事業者は，アーキテクチャの設計を通じて，報道機関の編集に相当する権限を行使しているとみることも可能であろう[18]。アルゴリズムを通じた表現行為が制約されることは，表現の自由にとっていかなる意味をもつのだろうか。「方針に沿った一貫性を有する表現行為の制約」にあたると述べていることからも見て取れるように，本決定の主眼は，検索サービスの一貫性（integrity）の保護にあると解される[19]。検索結果が恣意的に削除されると，こうした検索事業者の方針に沿った一貫した表現の体系とそれに対する利用者の信頼が損なわれかねないからである[20]。

他方，検索結果の提供は，「インターネット上の情報流通の基盤として大きな役割」も果たしている。検索事業者は，情報流通の基盤として，インターネット上で人々が情報を発信したり収集したりすることを支援している。また，検索事業者は，他人の発信した多種多様で大量の情報を収集・整理して提供していることから，元サイトの情報の目的・意義や必要性などについて主張・立証することが困難であるなど，他人の表現の自由を擁護する上で脆弱な立場にある。このような検索事業者の役割や性質は，プロバイダなど媒介者に相当ないし類似する側面を有しているといえよう。もっとも，原決定が「膨大な情報の中から必要なものにたどり着くためには，抗告人が提供するような全文検索型のロボット型検索エンジンによる検索サービスは必須のものであって，それが表現の自由及び知る権利にとって大きな役割を果たしている」と述べ，憲法上の権利との関連で検索事業者の役割を明確に評価したのと異なり，本決定は，そのような文言を意識的に避け，「公衆が，インターネット上に情報を発信したり，インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援する」という，価値判断を抑えた文言を用いていることには注意する必要がある。最高裁は，検索事業者が，報道機関と同様に「国民の知る権利」に奉仕する役割を果たしているといえるかどうかについて，判断を留保しているとみることもできるかもしれない[21]。

最高裁は，以上のような検索事業者による検索

16）　高原知明「判解」法曹時報71巻11号（2019年）2495頁参照。

17）　宇賀克也『個人情報の保護と利用』（有斐閣，2019年）155頁，202頁参照。大阪高判平成27年2月18日判例集未登載について，アーキテクチャの設計を根拠に検索事業者の責任を認めたものとの評価を示したものとして，成原慧「『忘れられる権利』をめぐる日米欧の議論状況」行政＆情報システム2015年12月号57頁参照。

18）　宍戸常寿「検索結果の削除をめぐる裁判例と今後の課題」情報法制研究1号（2017年）51頁等参照，宇賀・前掲注17）201-202頁参照。

19）　曽我部真裕「『インターネット上の情報流通の基盤』としての検索サービス」論究ジュリスト25号（2018年）53頁参照。もっとも，曽我部が指摘するように，本決定は，検索サービスの一貫性を保護しようとしているのであって，検索事業者の方針の内容について「中立性」など何らかの実体的な要請をしているわけではない。

20）　古田ほか・後掲注24）15-16頁等参照。

21）　報道機関が「国民の知る権利」に奉仕する役割を期待されてきたのに対し（最大決昭和44年11月26日刑集23巻11号1490頁［博多駅フィルム提出命令事件］），検索エンジンなどデジタルプラットフォームは「個人の知る権利」に貢献する役割が期待されているという相違を見いだし，平成29年最決における「国民の知る権利」概念の不在を説明しようとするものとして，水谷瑛嗣郎「『国民の知る権利』の複線」情報法制研究6号（2019年）57頁以下参照。

結果の提供の二面性を踏まえ，検索結果の削除を命じることは，「上記方針に沿った一貫性を有する表現行為の制約」であるとともに，「検索結果の提供を通じて果たされている上記役割に対する制約」でもあると捉えた上で，後述のような削除に慎重な判断基準を示している。すなわち，本決定は，検索事業者が有している表現の自由に関するアーキテクチャの設計者としての側面と情報流通の媒介者としての側面との二面性を考慮して，検索結果の削除に慎重な基準を示したと評価することもできよう[22]。

なお，調査官解説では本決定は「検索事業者の媒介者論」を採らなかったと指摘されているが，そこで否定されている「媒介者論」とは，検索事業者はあくまでも媒介者であって，内容について原則として法的責任を負わず，負うとしても二次的・補充的なものであるとする立場であり[23]，本決定は検索事業者に情報流通の基盤を担う媒介者としての側面があることまでも否定するものではないだろう[24]。また，本件の原決定も，「抗告人は単なる媒介者で，名誉権侵害の責任を負うものではないという抗告人の主張を採用することはできない」（傍点筆者）と述べているにすぎず，検索事業者が「媒介者」としての側面を有することまでも否定したものではない。検索事業者は，インターネット上の情報流通過程において典型的な表現主体とも単なる媒介者とも異なる固有の役割や性質を有しており，このような検索事業者の特性に即して，検索結果の削除の判断基準を検討すべきだろう[25]。

3　違法性判断の対象，削除の対象，補充性要件

検索事業者の位置づけをどのように捉えるかにより，検索結果の提供の違法性を判断する際の対象も異なったものとなり得る。検索事業者が媒介者にすぎないのであれば，基本的にリンク先サイトが判断の対象となるだろう。一方，検索結果の提供が検索事業者の表現行為とされるのであれば，その表現行為である検索結果をもとに判断することになるはずである。本決定が基本的に後者の立場をとっているのであれば，基本的に検索結果の表示自体から削除の可否を判断することになるであろう。もっとも，実際には検索エンジンの利用者は，検索結果を見てリンク先サイトの情報を閲覧することが多く，当該リンク先サイトの情報を閲覧されることによって削除請求者の人格権ないし人格的利益が損なわれる場合も考えられる。そうすると，純粋に検索結果のみに基づいて違法性の判断を行うと，かえって個人の人格権ないし人格的利益の保護が不十分になるおそれも考えられる[26]。本決定も，検索結果の提供の違法性を判断する際の考慮要素として「上記記事等の目的や意義，上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化，上記記事等において当該事実を記載する必要性」（傍点筆者）を挙げるなど，リンク先サイトの情報も考慮して違法性判断を行うことを念頭に置いているように思われる[27]。この点からも，本決定が，検索事業者を純粋な表現主体と捉えているわけではなく，媒介者としての側面も意識して判断基準を提示していることが見て取れる[28]。

関連して，削除の対象が，表題及び抜粋（スニ

22）　成原慧「プラットフォームはなぜ情報法の問題になるのか」法学セミナー 783 号（2020 年）60 頁参照。

23）　高原・前掲注 16）2492-2495 頁参照。

24）　グーグルの訴訟代理人らによる解説は，本決定について，「側面を有する」という婉曲的な表現を用いていることや，検索事業者の役割について考慮をした上で，伝統的な表現行為の場合とは異なる判断基準を採用した点に鑑みると，実質的には検索事業者が媒介者であることを前提とした判断をしたものと理解できると評価している（古田啓昌＝赤川圭＝早川晃司「投稿記事削除仮処分命令申立事件」判例時報 2328 号（2017 年）15 頁。宍戸・前掲注 18）51-52 頁も，本決定の基準は，検索エンジンがそれ自体として表現者としての責任を負うというよりも，リンク先での人格権侵害に接近する補助的な手助けをしているという限度で人格権侵害の責任を負うことがあるにすぎないという立場と実質的には共通点が多いと指摘している。

25）　曽我部・前掲注 19）48 頁注 3 参照。

26）　石井・前掲注 14）6 頁参照。なお，本決定が示した検索結果の提供の性質を踏まえ，名誉毀損を理由とする検索結果の削除請求について，原則として，独立の表現行為にあたる検索結果自体の名誉毀損該当性を問題とすべきであり，検索結果に基づき利用者がさらに操作した結果表示されるリンク先サイトの個々の投稿自体の名誉毀損該当性を判断の対象とすべきではないと判示した裁判例もある（東京高決令和元年 7 月 19 日判例集未登載）。

27）　高原・前掲注 16）2496 頁も参照。

ペット）のみなのか，リンク情報も含むのかも問題となる。本決定は，「URL並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋」を「URL等情報」と総称し，「当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができる」と述べていることから，両者を一体として削除対象と捉えていることがわかる。調査官解説が指摘するように，その背後には，検索結果の中核部分は，あくまでもリンク情報（URL）であり，表題や抜粋はリンク先サイトの内容を推知させ，それを閲覧するかどうか利用者が判断するのに資するための参考情報であるとの認識があったものと推察される[29]。このような認識からも，最高裁が，検索事業者は，リンク先サイトへのアクセスを支援するという，媒介者に相当する役割を果たしており，検索結果の削除は利用者によるリンク先サイトへのアクセスを「事実上遮断」[30]する効果を有していることを認めていることを窺い知ることができよう。

また，本決定が，検索事業者側の主張してきた「補充性要件」，すなわち，元サイトへの削除請求が不可能ないし困難であるなど特別な事情の認められる場合に限り検索結果の削除請求が認められるとする立場について，いかなる姿勢をとっているかも問題となる。本決定は，補充性要件について明示的には言及していないが，この点について特に留保を付すことなく，削除の判断基準を示していることから，補充性要件を否定しているものと解される[31]。この点では，検索事業者を単なる媒介者と見ることに否定的な最高裁の姿勢が現れているといえよう。

4　検索結果の削除の判断基準

以上のような検索事業者による検索結果の提供行為の性質を踏まえ，最高裁は，事実を公表されない法的利益と情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して，前者が優越することが明らかな場合には，検索結果を削除することを求めることができるという基準を示している。

本決定は，長良川事件や「逆転」事件など表現の自由とプライバシーの調整を図ってきた従来の判例の枠組みを踏まえつつ，インターネット上の情報流通において検索エンジンの果たす役割を考慮して，プライバシーの利益と検索結果の提供を通じた表現の自由及び情報流通の価値とを利益衡量し，後者を重視しつつ検索結果の削除について慎重に判断する基準を示したものとして評価すべきであろう。本決定の基準の掲げる考慮要素は，おおむね長良川事件最判の内容と重なるものであるが，「その後の変化」など本件の事案の性質に即した考慮要素も加えられている。

本件では，児童買春が社会的に強い非難の対象とされていることなどから，本件事実が「今なお公共の利害に関する事項」であるとされ，また，本件検索結果は抗告人の居住する県名及び抗告人の氏名を条件とした場合に表示されることなどから，本件事実が伝達される範囲はある程度限られたものであるといった事情が決め手となり，事実を公表されない法的利益の優越の明白性が否定されたものと思われる[32]。

一般に，人格権に基づく検索結果の削除については，裁判所に事件が持ち込まれる前に，当事者の間で自主的に交渉が行われることが多い。そのような実務の実態を踏まえると，本決定の基準は，検索結果の削除についての第一次的判断権を検索事業者の裁量に委ね，裁判所が，検索事業者による第一次的判断に至る過程や当該判断の合理性について二次的に審査し，検索事業者の判断が明らかに是認できない場合にのみ介入するための敬譲的な判断枠組みを示したものと理解することも可能だろう[33]。

もっとも，本決定が示した基準は，プライバシ

28）　もっとも，実際には，こうしたリンク先サイト側の事情を検索事業者が主張・立証することは困難だという問題がある。この点は，検索事業者の媒介者としての側面を正面から認めずに，従来の表現主体を念頭に置いた判断基準を援用したことの無理が現れているといえるかもしれない。曽我部・前掲注19）49頁も参照。

29）　高原・前掲注16）2496頁参照。

30）　前掲参照。

31）　神田知宏「検索結果削除請求の実務と課題」判例時報2328号（2017年）20頁参照。

32）　棟居快行「検索エンジンと『忘れられる権利』の攻防」法学教室441号（2017年）50-51頁等参照。

33）　高原・前掲注16）2502頁，木下・前掲注10）15頁参照。

ーの利益と表現の自由の価値を比較衡量して検索結果の削除の可否を判断する際の考慮要素や指針を示したにすぎず，必ずしも明確な内容ではない。そのため判断基準の具体化は，以降の裁判例に委ねられることとなった。

Ⅳ　平成29年最高裁決定以降の裁判例の動向

そこで，次に平成29年最決以降の検索結果削除に関連する裁判例について概観することにしたい。以下では，筆者がアクセスし得た裁判例のうち，特に参照する価値を有すると思われるものを取り上げている。

①　本件は，盗撮行為により逮捕された公務員が，事件から3年以上経過してもなお関連する情報が検索結果として提供され，更生を妨げられない利益が害されているとして，人格権に基づき，グーグルに対し，本件検索結果の削除を命じる仮処分を申し立てた事案である。原決定は，本件検索結果の提供は受忍限度内にあるとして，申立てを却下した[34]。名古屋高裁は，本件逮捕事実は，他人にみだりに知られたくないプライバシーに属する事実ではあるが，特に本件のような破廉恥な犯罪が公務員によって行われた場合には，その資質や清廉性について，広く国民・住民の正当な関心の対象となるのであり，本件に対する関心状況が事件後に変化したと認めるに足りる証拠もないことなどから，「逮捕された事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない」と述べ，抗告を棄却した[35]。

②　本件は，控訴人が，自らの氏名等により検索を行うと，自身が振り込め詐欺により過去に逮捕された旨の記述を含む検索結果が表示されることにより，更生を妨げられない利益が侵害されているとして，グーグルに対し，人格権に基づき本件検索結果の削除を求めた事案である。原審は控訴人の請求を棄却した[36]。東京高裁は，本件逮捕事実は，控訴人の前科等にかかわる事実であり，他人にみだりに知られたくない控訴人のプライバシーに属する事実ではあるが，控訴人は強い社会的非難の対象となっている振り込め詐欺の事件において一定の役割を果たしたのであり，本件逮捕から約12年が経過しているものの，本件逮捕事実は，現在でもなお公共の安全・平穏に関わる社会的に正当な関心の対象であると認められ，本件逮捕事実を記載した記事の公表の必要性を否定することはできないことなどの事情に照らし，「執行猶予期間満了から約6年が経過し，控訴人が，本件犯罪について有罪判決を受けた後約11年半にわたって再犯に及ぶことなく一市民として日常生活を営み，現在は妻子とともに暮らし，会社の代表取締役として事業を行っていることを考慮しても，控訴人の本件逮捕事実を公表されない法的利益が本件検索結果を提供する理由に関する諸事情に優越することが明らかであるとは認められない」と判示した[37]。

③　本件は，歯科医師が，歯科医師法違反の容疑で逮捕された事実等が書き込まれたサイトの検索結果が表示されることにより，人格権が侵害されているとして，グーグルに対し，人格権に基づき本件検索結果の削除を求めた事案である。原審は，本件検索結果の表示を維持する意義及び必要性は今なお少なからず存しているから，本件逮捕等の事実を公表されない原告の法的利益が優越することが明らかであるとは認められないとして，請求を棄却した[38]。東京高裁も，本件診療行為を理由とする行政処分がされておらず，本件逮捕から約11年が経過したとしても，今なお控訴人の歯科医師としての資質に関わる事実として公共の利害に関する事項に該当

34）　名古屋地決平成28年7月20日判例時報2349号32頁。
35）　名古屋高決平成29年3月31日判例時報2349号28頁。
36）　東京地判平成28年10月28日判例集未登載。
37）　東京高判平成29年6月29日判例集未登載。最高裁は本件の上告棄却・上告不受理を決定している。最(三)決平成30年1月30日判例集未登載。
38）　横浜地判平成29年9月1日判例時報2367号71頁。

することなどを理由に控訴を棄却した[39]。

④　本件は，元教員である原告が，自らの氏名等により検索を行うと自身が性犯罪により逮捕された事実等を示す内容が記載されたサイトの検索結果が表示され，人格権が侵害されているとして，グーグルに対し，人格権に基づき本件検索結果の削除を求めた事案である。福岡地裁は，「原告が，刑の執行終了後，再犯を犯すことなく，新たな社会生活を送っており，本件検索結果の提供によって，社会生活の平穏を害されるおそれが一定程度あること等の事情を考慮しても，本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない」として，請求を棄却した[40]。

⑤　本件は，控訴人が，代表取締役を務めていた会社の破産の事実が検索結果及びブログ記事により表示され，自身のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益が侵害されているとして，ヤフーに対し，人格権に基づき同社の提供する検索エンジンの検索結果及びブログサービスの記事の削除等を求めた事案である。原審は，請求をいずれも棄却した[41]。東京高裁は，「本件事実は，他人にみだりに知られたくない控訴人のプライバシーに属する事実を含むものではあるが，本件事実は，控訴人が代表取締役を務める本件会社が破産手続開始決定を受けたという本件会社に利害関係を有する者や控訴人と取引関係に入ろうとする者が正当に関心を持つべき，公共の利害に関する事項であり，官報や登記簿に掲載されてだれでも見ることができる秘匿性の低い事項であるといえ，本件事実を知られることにより控訴人の被る被害は受忍することができないとはいえない精神的苦痛のみであって，それ以外の具体的被害は想定できないといえ，本件記事の目的は公共の利益に資するものであるといえる。以上の諸事情に照らすと，本件記事が控訴人の氏名を条件とした場合に上位の検索結果として出現し，本件事実の伝達される範囲は必ずしも厳格には限定されていないこと，本件会社の破産手続終結から約6年が経過していることなどの事情を考慮しても，本件記事のURL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情より，控訴人の本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない」として控訴を棄却した。一方，ブログ記事の削除請求については，通常の比較衡量基準により違法性を判断した結果，削除請求を退けた[42]。

⑥　本件は，インターネット広告会社が，同社の旧商号で検索すると，本件検索結果により同社ないし同社の代表取締役が同社の事業として詐欺商材を販売し，詐欺行為をしているとの事実が摘示され，名誉が毀損されているなどとして，グーグルに対し，人格権に基づき本件検索結果の削除を求めた事案である。原審は，本件検索結果は，同社の社会的評価を低下させるものであるが，公益を図る目的のものであり，摘示事実が真実でないと認めることもできないとして，請求を棄却した[43]。東京高裁は，「検索結果の提供の差止めは，事前抑制である」として「厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容することができる」と判示した。その上で，本件検索結果の摘示事実は，公共の利害に関する事実であるから，本件検索結果の削除請求については，北方ジャーナル事件最判の示した要件が基本的に妥当するとして，「表現行為が専ら公益を図る目的のものでないことが明らかであるか，又は，本件摘示事実……が真実でないことが明らかであって，かつ，被害者である控訴人が重大にして回復困難な損害を被るおそれがあると認められる場合には，……差止めの必要性も肯定される」と述べた上で，本件摘示事実が真実でないことが明らかであると認めることはでき

39）　東京高判平成30年1月25日判例集未登載。最高裁は本件の上告棄却・上告不受理を決定している。最(一)決平成30年9月27日判例集未登載。

40）　福岡地判平成30年3月13日判例集未登載。

41）　東京地判平成29年11月13日判例集未登載。

42）　東京高判平成30年7月2日判例集未登載。

43）　東京地判平成30年1月31日判例時報2391号18頁。

ないなどとして，控訴を棄却した[44]。

⑦　本件は，準暴力団の構成員である控訴人が恐喝のための脅迫状を送ったという旨の事実を摘示するサイトのURL等を記載する検索結果により，自身の社会的評価が低下されているなどとして，控訴人が，ヤフーに対し，名誉権に基づき本件検索結果の削除を求めた事案である[45]。東京高裁は，「検索事業者に検索結果の削除義務が生じるのは，名誉権を侵害する事実摘示について，①公共性もしくは公益目的の不存在，又は，真実でないことのいずれかが明らかであって，かつ，②削除請求者の公表されない法的利益が検索結果を提供する法的利益よりも優越することが明らかと認められる場合に限られる」と判示した上で，本件摘示事実は，真実に反することは明らかであり①を満たすものの，公表されない法的利益の優越が明白ではなく②を満たさないとして，削除を認めなかった[46]。

⑧　本件は，控訴人が，自らの氏名により検索を行うと，自身が元暴力団構成員であったこと並びに恐喝事件及び同和利権問題に関与していたことが記載されたウェブサイトのURL等が検索結果に表示され，控訴人の名誉権及びプライバシー権が侵害されているとして，グーグルに対し，人格権に基づき本件検索結果の削除を求めるとともに，不法行為に基づき損害賠償を求めた事案である。原審は，請求をいずれも棄却した[47]。大阪高裁は，「控訴人が元暴力団構成員であるとの事実が50年以上前のものであるとしても，そのことのみをもって直ちに公表の必要性が消滅したとはいえない」などとして，プライバシー権に基づく削除請求を認めなかった。また，本件検索結果の削除は事前差止めには該当しないとしつつも，「削除が認められれば，今後は同様の検索結果を得られなくなるから，事前差止めほどではなくとも相当程度に強度な制約を表現行為に対して及ぼすこととなり，その限度で，インターネット情報流通の基盤としての情報検索に対する制限を及ぼすこととなる」として，名誉権に基づき検索結果の削除を求めることができるのは，北方ジャーナル事件最判に準じて，「検索結果の提供が専ら公益を図るものでないことが明らかであるか，当該検索結果に係る事実が真実ではないことが明らかであって，かつ，被害者が重大にして回復困難な損害を被るおそれがあると認められる場合に限られるというべきであり，その主張及び立証の責任は被害者が負う」と判示している。その上で，本件恐喝事件及び同和利権問題に係る検索結果の表示により控訴人が重大にして回復困難な損害を被るおそれがあるとは認めることができないとして，名誉権に基づく本件検索結果の削除請求も退けた[48]。

⑨　本件は，原告が，自らの氏名等により検索を行うと，原告が逮捕された事実等の内容が含まれる検索結果が表示され，プライバシーが侵害されているとして，グーグルに対し，人格権に基づき削除を請求するとともに，訴外における原告の本件検索結果の削除を求める要請に応じず，これによって原告のプライバシーが侵害されている状態が継続していると主張して，不法行為に基づき損害賠償を請求した事案である。札幌地裁は，原告は，本件被疑事件について，平成24年に嫌疑不十分を理由として不起訴処

44）　東京高判平成30年8月23日判例時報2391号14頁。最高裁は本件の上告棄却・上告不受理を決定している。最(三)決令和元年7月16日判例集未登載。

45）　原審は，原審で審理対象とされた11件の検索結果は原審口頭弁論終結時には本件検索サイトに表示されていないとして，請求を棄却した（東京地判平成30年7月25日判例集未登載）。控訴人が，控訴するとともに，新たに本件検索結果の削除請求を追加した。控訴審は，原審で審理対象とされた11件の検索結果についても，原審の判断を支持し，控訴を棄却している。

46）　東京高判平成31年2月27日判例集未登載。最高裁は本件の上告棄却・上告不受理を決定している。最(三)決令和元年7月16日判例集未登載。

47）　大阪地判平成30年7月26日判例集未登載。

48）　大阪高判令和元年5月24日判例タイムズ1465号62頁。同判決は，被控訴人は本件検索結果の削除義務を負わないから，削除請求に応じないことが不法行為を構成するものではないとして，損害賠償請求も退けている。

分となり，釈放された後一度も取調べを受けることがないまま7年以上が経過しているのであって，このような捜査経過に鑑みれば，原告が本件被疑事実に係る行為を行ったと認めるに足りる十分な証拠があるとは到底考え難いし，公訴時効は完成していないものの，今後本件被疑事実について起訴がされる現実的な可能性は既に事実上なくなっているといえるとした上で，現時点において本件検索結果の表示を維持する社会的必要性は低い一方，表示されることによる原告の具体的被害の程度は大きいと認定した。以上のような諸事情を踏まえ，「本件検索結果の表示を維持する必要性よりも本件事実を公表されない原告の法的利益が優越することは明らかである」として，グーグルに本件検索結果の削除を命じた。他方，平成29年最決を参照しても，同決定と事案の異なる本件において検索結果の削除が認められるかについて，一義的な判断ができるわけではないことなどから，グーグルが本件検索結果を削除する必要があるとの認識を有するに至らなかったとしても，やむを得ず，当該認識を欠いたことにつき過失があったと認めることもできないとして，同社に対する損害賠償請求は棄却した[49]。

⑩　本件は，平成24年に建造物侵入罪で逮捕・起訴され有罪判決を受けた原告が，ツイッターに投稿された原告の逮捕歴に係るツイートにより原告の前科等を公表されない利益や社会生活の平穏を害されない利益が侵害されているとして，ツイッター社に対し，人格権等に基づき，氏名不詳者らにより投稿された本件逮捕に関する報道機関の記事を転載等したツイートの削除を求めた事案である。東京地裁は，平成29年最決を下敷きに，ツイッターの「サービスは，公衆がインターネット上において情報を発信したり入手したりすることを支援するものであり，現代社会におけるインターネット上の情報流通において重要な役割を果たしているのであって，投稿記事が削除される場合には，投稿者の表現の自由を制約することとなるのはもとより，ツイッターの前記役割が制約されることとなり，公衆による情報の発信や入手にも制約が及ぶこととなる」と述べつつも，V5で引用するような理由を挙げ，検索エンジンとツイッターとの区別を図っている。その上で，以上のようなツイッターの役割，性質等に加え，一般的なプロバイダにおける通信記録の保存期間が短いこともあり，投稿者に直接記事の削除を求めることが容易でないという事情も斟酌して，ある者の前科等に関する事実を摘示して，そのプライバシーを違法に侵害することを理由にツイートの削除を求めることができるのは，平成29年最決が挙げたものと同様の考慮要素を踏まえ，「当該事実を公表されない法的利益と本件各投稿記事の公表が継続される理由に関する諸事情を比較衡量して，当該事実を公表されない法的利益が優越する場合であると解するべきである」として，平成29年決定と異なり，「明らか」要件を加えず，通常の比較衡量基準によりツイートの削除を判断すべきだと判示した。その上で，本件逮捕に関する事実を公表されない原告の法的利益は，本件ツイートにより本件逮捕に関する事実の公表を継続する法的利益ないし必要性に優越するものと認められるとして，本件ツイートの削除を命じた[50]。

V　裁判例の検討と今後の課題

以下では，前章で概観した裁判例に含まれる問題について検討することにより，今後の課題を整理したい。

1　「明らか」要件の解釈と運用

平成29年最決で示された「明らか」要件は，その後の裁判例においていかなる趣旨で解釈され，いかなる機能を果たしてきたのだろうか。同決定で「明らか」要件が付加された理由については，(1)仮処分であることに求める見解，(2)差止めであることに求める見解，(3)検索エンジン及び検索結

49）札幌地判令和元年12月12日判例集未登載。

50）東京地判令和元年10月11日判例集未登載。

果削除の特性に求める見解が示されてきたが，同決定の文言からだけでは，どの解釈も決め手を欠いていた[51]。

同決定以降の主要な裁判例は，①事件名古屋高決など，仮処分による請求のみならず[52]，④事件福岡地判や⑧事件大阪高判をはじめ，本案による請求であっても，検索結果の削除が及ぼす制約の特性を踏まえ，「明らか」要件を適用するものが多い。一方，管見の限り，検索事業者に対する損害賠償請求について「明らか」要件を明示的に適用した裁判例は少ないが，⑧事件大阪高判や⑨事件札幌地判は，損害賠償請求についても平成29年最決の基準に照らして判断しているように思われる。したがって，多くの裁判例は，⑶検索エンジン及び検索結果削除の特性を根拠に，又は⑵差止めであることを理由に，「明らか」要件を適用しているものと思われる。本案訴訟も含め多くの裁判例が「明らか」要件を適用することにより，検索結果の削除は認められにくくなっている。

「明らか」要件の意味についても，異なる解釈が示されてきた。調査官解説などでは，「明らか」要件は，利益衡量の際に公表されない法的利益が優越することが明白であるという実体的要件として理解されている[53]。④事件福岡地判をはじめ多くの裁判例でも，「明らか」要件は実体的要件として理解されているように思われる。一方，「明らか」要件について，立証責任の負担や立証の程度を問題にしたものと解する立場もある。例えば，神田知宏弁護士は，「明らか」要件の意義について，プロバイダ責任制限法4条1項1号の定める「侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき」の「明らか」と同様に，違法性阻却事由の存在をうかがわせる事情の不存在を意味すると解すべきであると主張している[54]。②事件東京高判など，後者の主張を退ける裁判例が出ている一方で，後述の通り，名誉毀損を理由とする検索結果の削除請求については，一部の裁判例で後者の立場に類似する判断基準も取り入れられている。

2　表現の自由とプライバシーの具体的な調整のあり方

それでは，近時の裁判例において検索エンジンをめぐる表現の自由とプライバシーは具体的にどのように調整されているのであろうか。平成29年最決は，「その後の変化」を利益衡量の際の考慮要素に挙げるなど，実質的に「時の経過」も勘案しているといえるものの，それを考慮要素の一つとして相対化していると指摘されている[55]。同決定以降の裁判例をみても，「時の経過」だけに着目するのではなく，事案の性質を総合的に考慮する傾向を見て取ることができる。例えば，振り込め詐欺の悪質性などを重視して，逮捕から約12年が経過していても削除を認めなかった②事件東京高判，歯科医師法違反の容疑で逮捕されてから約11年が経過したとしても，今なお歯科医師としての資質に関わる事実として公共性を有するとした③事件東京高判，元暴力団構成員であるとの事実が50年以上前のものであるとしても，そのことのみをもって直ちに公表の必要性が消滅したとはいえないとした⑧事件大阪高判のように，10年以上前の事実でも削除を認めないものが散見される。また，②事件東京高判や④事件福岡地判をはじめ，多くの裁判例は，執行猶予期間の満了や刑の言渡しの効力の消滅，公訴時効の経過も判断の決め手としてはいないように思われる。一方，⑨事件札幌地判では，嫌疑不十分を理由として不起訴処分となり，釈放された後一度も取調べ

51）　曽我部・前掲注19）48頁参照。村田・前掲注15）55-62頁は，「明らか」要件の正当な根拠は本決定が仮処分による削除請求だからという理由に限られ，「明らか」要件は仮処分の場合に限り適用されるべきだとの見解を示している。

52）　他に，高松高決平成29年7月21日判時2354号40頁等も参照。

53）　高原・前掲注16）2496頁，古田ほか・前掲注24）16-17頁，大塚・後掲注61）38-40頁参照。

54）　神田・前掲注31）21頁参照。また，「優越すること」という要件事実について，「明らか」とすることにより，立証の程度を問題としているものと解する見解として，高部眞規子「判批」法の支配187号（2017年）74頁参照。

55）　宍戸・前掲注18）50頁は，平成29年最決が，「逆転」事件のみならず，「石に泳ぐ魚」事件や長良川事件など他の主要なプライバシー判例も引用していることを踏まえ，検索結果の削除を「時の経過」論から離れて捉える最高裁の姿勢が垣間見られると指摘している。

を受けることがないまま7年以上が経過した性犯罪の事案について削除が認められているが，本件では「時の経過」自体よりも，「このような……捜査経過に鑑みれば，原告が……本件被疑事実に係る行為を行ったと認めるに足りる十分な証拠があるとは到底考え難いし，……今後本件被疑事実について起訴がされる現実的な可能性は既に事実上なくなっている」点が決め手となり削除が認められたものと思われる。

なお，平成29年最決は，原々決定が被侵害利益とした「更生を妨げられない利益」について触れていない。一方，「逆転」事件最判は，前科等のある者は，みだりに前科等にかかわる事実を公表されないことにつき，法的保護に値する利益を有するとして，「更生を妨げられない利益」の法的保護を認めていた。このことを理由に，②事件において，削除請求者側は，前科等のある者の更生を妨げられない利益については，プライバシー一般とは別途の検討を要すると主張していたが，東京高裁は，この主張を退け，更生が妨げられるという具体的なおそれがある場合には，プライバシーに属する事実が伝達されることによりその者が被る具体的被害として考慮すべき事情にあたると述べている。④事件福岡地判も，更生を妨げられない利益は，プライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益に包摂されると解している。

3　検索結果の削除と事前抑制

一部の裁判例が述べるように，検索結果の削除は事前抑制にあたるのであろうか。また，北方ジャーナル事件最判[56]で「厳格かつ明確な要件」のもとにおいてのみ許容されうるとされた出版物の事前差止めと検索結果の削除を同一視できるのだろうか。平成29年最決は，検索結果の削除が事前抑制にあたるかについて明示的な判断を示していなかった。この点について，同決定が北方ジャーナル事件最判を引用していないことに着目して，すでに提供済みの検索結果の削除は事前抑制に該当しないとの判断があったものと推察する見方もある[57]。また，同決定の調査官解説も，検索結果の削除について，「石に泳ぐ魚」事件東京高判[58]と同様に差止めの前提として厳格な要件を要求することに消極的な評価を示しているように思われる[59]。

一般に表現行為の差止めは，公表前の差止め（事前差止め）と公表後の差止め（事後差止め）に区別できる。もっとも，多くの裁判例において，紙媒体については，両者とも基本的には区別されず，北方ジャーナル事件最判の基準により判断が行われてきた。一方，インターネット上の情報の削除については，主として公表（書き込み）後の削除が問題となるが，それを紙媒体における事後差止めと同様に考えるべきかについて見解は一致されていない[60]。

関連して，北方ジャーナル事件最判も「石に泳ぐ魚」事件最判も損害の回復困難性（被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれ）を差止めが認められるための要件としていた一方，平成29年最決がこれを要求していないことに着目して，出版物の（事前）差止めについては，表現の自由の確保の観点から損害の回復困難性が要求されるが，検索結果削除など事後差止めの場合には，すでに侵害・損害が発生しているため，損害の回復困難性を要求することは適当ではないとの見解も示されている[61]。

一方，平成29年最決以降の裁判例では，北方ジャーナル事件最判の基準を適用して，名誉毀損を理由とする検索結果の削除の可否を判断するものもある。例えば，⑥事件東京高判は，検索結果の提供の差止めは，事前抑制にあたることから，公共の利害に関する事実を摘示する検索結果の削除については，北方ジャーナル事件最判の要件が基本的に妥当すると判示している。また，⑧事件大阪高判も，名誉権に基づく検索結果の削除につ

56）　最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁。

57）　木下・前掲注10）15頁参照。

58）　東京高判平成13年2月15日判例タイムズ1061号289頁。

59）　高原・前掲注16）2493-2495頁参照。

60）　曽我部・前掲注19）49頁参照。なお，曽我部は，平成29年最決の趣旨を踏まえ，名誉毀損に基づく検索結果の削除の判断基準について，北方ジャーナル事件最判を出発点とするのは適当ではないとの見方を示している（前掲50頁参照）。

61）　大塚直「検索事業者に対する削除請求決定に関する考察」Law and Technology84号（2019年）38頁等参照。

いて，「事前差止めほどではなくとも相当程度に強度な制約を表現行為に対して及ぼす」として，北方ジャーナル事件最判に準じた基準により判断するとしている。他方，⑦事件東京高判は，「『表現物がその自由市場に出る前に抑制』し，『読者ないし視聴者の側に到達させる途を閉ざ』すことを本質とする『事前抑制』に関する事案」である北方ジャーナル事件最判は，「既に記事が情報の自由市場に流通している本件には射程が及ばない」と判示している。関連して，⑥事件東京高判及び⑧事件大阪高判は，削除が認められるための要件として損害の回復困難性を掲げているのに対し，⑦事件東京高判はそれを要求していない。なお，⑥事件及び⑦事件は上告及び上告受理申立てされたが，最高裁は，両事件ともに実質的な理由を付さずに上告棄却・上告不受理を決定していることから，この点についていずれの立場をとるのか現時点で明確にすることを控えているということができよう。

たしかに，検索結果の削除は，出版の事前差止めとは異なり，すでに公表された情報を差止めるものであり，元サイトの情報も削除されないことから，表現の自由への制約は限定的であるといえる側面もある。この点で，検索結果の削除は，北方ジャーナル事件の対象となった「事前抑制」とは区別されるべきであろう。しかし他方で，⑦事件東京高判が述べるように，検索結果の削除には「事前抑制的な面」もある。すなわち，⑧事件大阪高判も示唆するように，検索結果の削除は，インターネット上の情報流通の過程において，将来の情報流通を抑制し，利用者に情報が到達する前の段階で情報流通を抑制し，相当程度に強度な制約を表現の自由に対し及ぼすおそれがある[62]。したがって，事前抑制を対象にした北方ジャーナル事件最判の基準を踏まえつつ，検索結果の削除の特性を踏まえそれを修正ないし緩和した基準により検索結果の削除の可否を判断することが妥当だといえよう[63]。すなわち，「表現行為に対する事前抑制は，……表現物がその自由市場に出る前に抑止してその内容を読者ないし聴視者の側に到達させる途を閉ざし又はその到達を遅らせてその意義を失わせ，公の批判の機会を減少させるものであり，また，事前抑制たることの性質上，予測に基づくものとならざるをえないこと等から事後制裁の場合よりも広汎にわたり易く，濫用の虞があるうえ，実際上の抑止的効果が事後制裁の場合より大きいと考えられる」という北方ジャーナル事件最判の趣旨を踏まえ，出版物の事前差止めと検索結果削除との間で，以上のような事前抑制の性質・機能がどの程度重なるのか，あるいは異なるのか吟味しつつ，検索結果削除の判断基準を検討することが求められるだろう。もっとも，検索結果削除の判断基準は，削除の対象が，公務員又は公職選挙の候補者に対する評価・批判等であるのか，それ以外の公共の利害に関する事項であるのかによっても変わり得るであろうし[64]，手続的保障の相違に鑑み，仮処分か本案かによっても，異なり得るものとなるだろう[65]。

4　名誉毀損の場合の検索結果の削除の判断基準

関連して，名誉毀損を理由とする検索結果の削除の判断基準も問題となる。プライバシーと名誉

62）検索結果の削除がインターネット上の情報流通を途中で遮断するものであることに着目して，平成29年最決が示した判断枠組みの妥当性を評価する見解として，鈴木秀美「検索サービスにおける表現の自由とプライバシー」ジュリスト1507号（2017年）103頁参照。平成29年最決が，検索結果の削除に出版の差止めと類似の状況を見いだし，検索結果の削除により，発信された情報の流通が困難になるという効果への配慮から，「明らか」要件を導入したとの見方として，高橋和広「検索エンジンによる検索結果の削除請求事件」論究ジュリスト29号（2019年）70-71頁参照。

63）従来の判例・学説の中にも，事前抑制そのものにはあたらなくても，例えば，条例による有害図書の指定のように，受け手が表現を入手する途を閉ざすなど，事前抑制と近い性質・効果をもった「事前抑制的な性格」の表現規制を機能的に把握して，その審査基準等を導き出そうとする思考は見いだすことができる。最(三)判平成元年9月19日刑集43巻8号785頁［岐阜県青少年保護育成条例事件］（伊藤正己裁判官の補足意見）参照。米国の判例・学説を参照しつつ，事前抑制の法理を機能的に再構成してアーキテクチャの設計者を通じた表現規制に適用することを試みたものとして，成原慧『表現の自由とアーキテクチャ』（勁草書房，2016年）210-216頁参照。

64）⑥事件東京地判が注意を促すように，北方ジャーナル事件では，差止めの対象が，公務員又は公職選挙の候補者に対する評価，批判等の表現行為であり，立憲民主制の根幹に関わる事項に関する表現行為であったのに対して，検索結果の削除請求の対象は，公共の利害に関する事項ではあるものの，憲法上特に保護されるべきものであるとはいえないものも少なくないことにも留意する必要があるだろう。

との間の法益の性質の相違を踏まえると，「個人のプライバシーに属する事実の公表」を念頭においた平成29年最決の基準が，そのまま名誉毀損の場合にあてはまるとはいえない。実際，その後の裁判例も，名誉毀損を理由とする検索結果の削除については，⑥事件東京高判，⑦事件東京高判，⑧事件大阪高判など，同決定の趣旨を踏まえつつ，異なる基準を提示するものが有力となっている。もっとも，検索結果の削除が事前抑制にあたるかについて見解が統一されていないこととも関連して，名誉毀損を理由とする検索結果の削除の判断基準についても，下級審のレベルで統一した基準は示されていない。主な基準としては，(A)公共性もしくは公益目的の不存在，又は，真実でないことのいずれかが明らかであることを要件とするもの[66]，(B)公共性もしくは公益目的の不存在，又は，真実でないことのいずれかが明らかであることに加え，損害の回復困難性を要件とするもの[67]，(C)公共性もしくは公益目的の不存在，又は，真実でないことのいずれかが明らかであって，かつ，削除請求者の公表されない法的利益が検索結果を提供する法的利益よりも優越することが明らかと認められることを要件とするもの[68] に大別することができる。

いずれの立場をとる裁判例も，違法性阻却事由のいずれかの不存在が「明らか」であることを求めている。これは，削除請求者側に違法性阻却事由のいずれかの不存在の立証を求めるものであるといえる。検索事業者がリンク先サイトの表現について真実性等の立証を行うことが困難であることに鑑みると，このような裁判例の姿勢は評価できるだろう。一方，損害の回復困難性を要件とするか否かについては，裁判例により立場が分かれている。少なくとも仮処分による検索結果の削除請求の場合には，従来の仮処分による出版差止めの場合と同様に，損害の回復困難性を要求すべきあろう。また，(C)の立場に属する裁判例は，違法性阻却事由のいずれかの不存在が「明らか」であることに加え，公表されない法的利益が検索結果を提供する法的利益よりも優越することが「明らか」であることを要求しているが，前者の「明らか」と後者の「明らか」は意味が異なる。前者は，削除請求者側による違法性阻却事由の不存在の立証を意味しているのに対し，後者は，（調査官解説等の理解する）平成29年最決の趣旨と同様に，利益衡量の際に公表されない法的利益の優越が明らかであることを求めるものであると解される。検索結果の削除に事前抑制に相当ないし類似する側面があることに鑑みると，本案による請求であったとしても，(B)のように，損害の回復困難性を求めるか，少なくとも，(C)のように，法益の優越の明白性を要件として，検索結果の削除について慎重な判断をすべきであろう。

5　検索エンジンとソーシャルメディアの比較

平成29年最決の射程は，もっぱら検索結果の削除に限られるのか，それとも検索エンジンに類する他のインターネット上のサービスの情報の削除にも及ぶのかも問題となりうる。学説では，同決定の示した「明らか」要件について，検索結果の表現行為性だけでなく，情報流通の基盤としての役割にも言及された上で導出されたものであるので，その射程は，情報流通の基盤としての役割をもたない個々のウェブサイトの記事の削除の判断基準には直ちに妥当しないとの見解も示されている[69]。その後の裁判例でも，⑩事件東京地判は，ツイッターの投稿の削除について「明らか」要件が求められるとの主張を退けている。また，⑤事件東京高判は，検索結果の削除請求について，「明らか」要件を含む平成29年最決の基準により

65）仮処分による検索結果削除が有する手続保障上の問題点につき，宍戸常寿＝門口正人＝山口いつ子「鼎談 インターネットにおける表現の自由とプライバシー――検索エンジンを中心として」ジュリスト1484号（2015年）76-77頁参照。仮処分の事実認定が疎明で足りる点に着目した見解として，村田・前掲注15）61頁も参照。

66）東京高決令和2年1月20日判例集未登載。

67）⑥事件東京高判，⑧事件大阪高判，千葉地決令和元年9月26日判例集未登載，東京高決平成29年10月30日判例集未登載，千葉地決令和元年12月3日判例集未登載。

68）⑦事件東京高判。名誉の保護の観点から，⑥事件東京高判を批判的に検討する原田一明「検索事業者に対する検索結果の削除請求事件」法学教室459号（2018年）150頁も(C)の判断枠組みを支持しているように思われる。

69）木下・前掲注10）15頁参照。

判断する一方，ブログ記事の削除請求については，長良川事件最判の示した通常の比較衡量基準により判断している。

インターネット上のサービスにも多種多様なものが含まれるが，以下では，⑩事件東京地判に着目して，検索エンジンとツイッターの異同について検討しておきたい。ツイッターとグーグルなど検索事業者とを比較する上でも，平成29年最決が示した表現行為としての側面と情報流通の基盤としての側面との二面性に即して検討を行うことが適当であろう。

まず，表現行為としての側面について，東京地裁は「被告は……ツイッターにおいて，利用者の投稿記事を網羅的に収集して投稿日時の順に表示し，利用者が一定の情報を入力して検索をした場合には，前記情報と一致する投稿記事を投稿日時の順に検索結果として提供しているにすぎず，グーグル等の検索事業者による検索結果の提供のような表現行為という側面は認められない」と述べている。しかし，ツイッターについても，ユーザーごとのタイムラインの表示方法，キーワードで検索した際の「話題のツイート」の表示順位など，アルゴリズムの設計を通じた事業者の表現行為という側面は必ずしも見いだせないわけではなく，上記の評価には疑問の余地があるように思われる。

一方，情報流通の基盤としての側面について，東京地裁は，「ツイッターの利用者が多数に及ぶことから，ツイッターへの投稿又はその閲覧が情報の発信又は取得のための簡易な手段として多数の者に利用されていることは認められるものの……，ツイッター自体はインターネット上のウェブサイトの一つにすぎず，これが，グーグル等の検索事業者による検索結果の提供のように，インターネットを利用する者にとって必要不可欠な情報流通の基盤となっているとまではいえない」と述べ，平性29年最決との事案の区別を図っている。東京地裁が述べるように，ツイッターが「インターネット上のウェブサイトの一つにすぎ」ないといえるかどうかは，ツイッターをはじめとするソーシャルメディアが，インターネット利用者の交流の場としてのみならず，さまざまな情報を発信・収集する場としても重要な役割を果たすようになっていることに鑑みると疑問の余地があるが，ツイッターが「検索事業者による検索結果の提供のように，インターネットを利用する者にとって必要不可欠な情報流通の基盤となっているとまではいえない」という評価は，現時点では否定し難いように思われる。もっとも，今後ツイッターをはじめとするソーシャルメディアの果たす情報流通の基盤としての役割が増大すれば，このような評価も変化する余地があるだろう。

Ⅵ　むすびにかえて

本稿で明らかにしてきたように，平成29年最決以降，下級審の裁判例により同決定の示した基準が具体化され，表現の自由とプライバシーの調整が図られるとともに，同決定の趣旨を踏まえ，名誉毀損を理由とする検索結果の削除の判断基準の提示も試みられるようになっている。しかし，下級審の裁判例において，同決定の示した基準，特に「明らか」要件の意味についての解釈ないし理解は必ずしも統一されておらず，また，名誉毀損の場合の基準については多様なものが併存している。今後は，検索結果の削除がインターネット上の情報流通に及ぼす制約などを踏まえ，基準の統一と精緻化が図られていくことが期待される。